

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 中島 順子 様 中島 順子 〒250-0111 日本国神奈川県南足柄市竹松1250番地 FFT P MO棟6F		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 11.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18A123WOW1FF		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/024143	国際出願日 (日.月.年) 26.06.2018	優先日 (日.月.年) 08.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B8/13(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 29.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 森口 正治 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2U	9403

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-8	有
	請求項	1, 9, 10	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

[文献]

- 1 : JP 2016-64010 A (富士フイルム株式会社) 2016.04.26, [図1] [図3]
- 2 : JP 2015-136494 A (株式会社東芝) 2015.07.30, [0042] & US 2015/0201906 A1 ([0047])

[説明]

- ・請求項1, 9, 10記載の発明は、引用文献1から新規性を有しない。

引用文献1 ([図1] [図3] 等参照) には、  
『被検体(「10」)内に挿入された挿入物(「15」)の先端部分([0030]「図3は穿刺針15の先端付近」)から発せられた超音響波([0032]「超音響波発生部である光吸収部材157」)を

超音響波検出手段([0036]「プローブ11は、被検体に穿刺針15が穿刺された後に、光吸収部材157(図3を参照)から発生された超音響波を検出する。」)により検出することで取得された検出信号に基づいて超音響画像を生成する超音響画像生成部([0040]「超音響画像生成手段24は、プローブ11で検出された超音響波の検出信号に基づいて超音響画像を生成する。」)と、

細胞診において([0004]「細胞診針等の穿刺針を用いて、細胞の採取や患部への注射などを行う。」)、

前記挿入物の先端部分で前記被検体の細胞を採取する工程中に([0058]「医師などは、画像表示手段14に表示された画像を観察し、穿刺針15の先端が所望の位置に穿刺されたことを確認すると、内針を外針から抜き取り、」参照。上記「穿刺針15の先端が所望の位置に穿刺された」状態は、まさに被検体の細胞を採取する工程中であるといえる。)、

所定のトリガ([0058]「内針が抜かれたことが検出されると」)に応答して、

[補充欄に続く]

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

該トリガ毎に前記先端部分の前記光音響画像上の位置情報を（[0046]「画像出力手段 26 は、内針が抜かれたことが検出された後は、反射音響波画像に、内針が抜かれたことが検出される前の時刻に生成された光音響画像を重畳した画像を画像表示手段 14 に表示させてもよい。」参照。上記「光音響画像」には先端部分が描かれているはずであるから、光音響画像上の位置情報といえる。）

記憶手段に記憶させる制御部と（[0058]「画像記録手段 32 は、ステップ A4 において内針が抜かれたことが検出されると、超音波画像の記録を開始する（ステップ A5）。」）、

を備えた光音響画像生成装置。』  
の発明が記載されている。

上記請求項記載の発明と上記引用文献 1 記載の発明を対比するに、両者に相違点は認められない。

- ・ 請求項 1 乃至 10 記載の発明は、引用文献 1， 2 から進歩性を有しない。  
上述参照。

また、『記憶させる所定のトリガを入力部からの入力で行う』点は様々な技術分野において周知技術に過ぎないことから、当業者がこの点を特定することに格別の困難性は認められない。

更に、『先端部分の位置が予め定められた時間内に予め定められた距離よりも多く移動しなかった場合』の点は、引用文献 1（[0076]「画像記録手段 32 は、超音波画像の記録の停止後、検出される動きの量がしきい値になると、超音波画像の記録を再開する。」等参照）に、

『先端部分の位置が経時的に変化していく方向が一方向から他方向へ切り替わった場』の点は、引用文献 2（[0076]「針先の速度が閾値を超えた後に向きが 180 度反転したところで自動的に保存する」等参照）に、

それぞれ記載されており、引用文献 1， 2 記載の発明は何れも細胞診を超音波画像で支援する技術として共通であるから、当業者が引用文献 1， 2 記載の発明を適宜組み合わせて、これらの点を特定することに格別の困難性は認められない。

[補充欄に続く]

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

更に、『複数の情報を識別するために識別情報を付与する』点は様々な技術分野において周知技術に過ぎないことから、当業者がこの点を特定することに格別の困難性は認められない。

更に、『2画面表示可能』の点、『重畳画像』の点、『リアルタイムに表示』の点、『代表画像を表示させる』点、『縦方向の断面画像及び横方向の断面画像』の点等は、何れも超音波診断の技術分野において周知技術に過ぎないことから、当業者がこれらの点を特定すること自体には格別の困難性は認められない。

更に、『位置情報の累積画像を画像表示部に出力する』点も、移動体の時々刻々と変化する位置を画面表示する技術として周知技術に過ぎないことから、当業者がこの点を特定することにも格別の困難性は認められない。

この他、上記請求項で特定されている点についても、これらの点を特定すること自体は設計的事項に過ぎないことから、当業者がこれらの点を特定することに格別の困難性は認められない。

以上。